

# 令和6年度（2024年度） 償却資産（固定資産税）申告の手引

西宮市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日(賦課期日)現在における所有資産について価格(評価額)決定に必要な事項を西宮市長に申告することとされています。(地方税法第383条)

この手引を参考にして申告書類を作成し、期限までに提出いただきますようお願いいたします。なお、法定申告期限は1月31日ですが、事務処理の都合上**1月22日までに申告(提出)をお願いします**

## I 申告書の提出について

### 1 申告が必要な方（納税義務者）

令和6年1月1日現在で西宮市内に事業用の償却資産を所有している個人・法人

### 2 提出書類

申告(提出)書類は(1)~(3)のとおりです。作成・提出の際は次の点にご注意ください。

作成・所有者コード欄には**Xから始まる10桁の番号を記入してください。**

- ・申告書類は西宮市ホームページ（<https://www.nishi.or.jp> 「くらし・手続き」→「市税」→「固定資産税(償却資産)」→「固定資産税(償却資産)書式一覧」）からダウンロードできます。
- ・課税標準の特例対象資産がある場合は特例関係書類も作成してください。（4頁参照）

提出・申告書類は窓口・郵送・eLTAX(エルタックス、インターネットの電子申告)で受け付けます。eLTAXの詳細についてはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

- ・郵送等の提出で**控えに受付印を希望する場合は、申告書の写しと返信用封筒(宛名記入・切手貼付したもの)を同封してください。**

#### (1) 初めて申告する方（一般方式）

##### ①種類別明細書（増加資産・全資産用）

→記入例(7頁)により、令和6年1月1日現在の市内の所有資産をすべて記入する。

##### ②償却資産申告書（償却資産課税台帳）

→記入例(6頁)により、①の記入資産を種類ごとに合計して(ハ)に記入、同額を(ニ)に記入する。

→18備考欄の申告内容を選択する。変更等がある場合は異動事項を選択・記入する。

#### (2) 前年度までに申告したことがある方（一般方式）

##### ①種類別明細書（増加資産・全資産用）

→記入例(7頁)により、令和5年中の増加資産を記入する。※増加資産がない場合は提出不要。

##### ②種類別明細書（減少資産用）

→記入例(8頁上段)により、令和5年中の減少資産を記入する。※減少資産がない場合は提出不要。

##### ③償却資産種類別一覧表（提出用）

→記入例(8頁下段)により、令和5年中の減少資産を抹消・修正する。※減少資産がない場合は修正不要。

##### ④償却資産申告書（償却資産課税台帳）

→記入例(6頁)により、①②の記入資産を種類ごとに合計して(ハ)(ロ)に記入、増減結果を(ニ)に記入する。

→18備考欄の申告内容を選択する。変更等がある場合は異動事項を選択・記入する。

#### (3) 申告者の電算システムにより全資産を申告する方（電算処理方式）

##### ①種類別明細書（全資産用）

→記入例(7頁)により、令和6年1月1日現在の市内の所有資産をすべて記入する。

##### ②償却資産申告書（償却資産課税台帳）

→記入例(6頁)により、令和5年中の増加・減少資産を種類ごとに合計して(ハ)(ロ)に記入、増減結果を(ニ)に記入する。評価額、決定価格、課税標準額を記入する。

→18備考欄の申告内容を選択する。変更等がある場合は異動事項を選択・記入する。

※申告書類は全国的に統一された様式（地方税法施行規則第14条第26号様式）で作成してください。

## 西宮市

(申告書の提出・問い合わせ先)

西宮市役所 資産税課 償却資産チーム

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

電話(0798)35-3223・3254

西宮市ホームページ <https://www.nishi.or.jp>

### 3 申告しない場合、虚偽の申告をした場合

- ・ 正当な理由なく申告しない場合は過料を科されることがあります。（地方税法第386条、西宮市市税条例第54条）
- ・ 期限後に申告した場合は不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。（同法第368条）
- ・ 虚偽の申告をした場合は罰金等を科されることがあります。（同法第385条）

### 4 過年度の課税について

- ・ 申告内容の修正や申告もれ等があった場合は資産を取得した翌年度まで遡及（5年を限度）して課税します。（地方税法第17条の5第5項）過年度の課税額については一括で納付していただくことになります。

### 5 実地調査等について

- ・ 資産調査のために実地調査を行うことがあります。（地方税法第353条、同法第408条）
- ・ 申告者が償却資産申告書に直近の国税申告関係書類（減価償却内訳明細書、減価償却費の計算書等）の写しを添付し、これにより所有資産等を確認できる場合は実地調査にかえることができます。
- ・ 資産調査のために所得税や法人税に関する書類の閲覧を行うことがあります。（同法第354条の2）

### 6 本人確認等について

- ・ 個人番号（マイナンバー）が記載された申告書を提出する場合は、個人番号カードまたは「通知カード等＋運転免許証等」の提示（添付）をお願いします。
- ・ 個人番号（マイナンバー）が記載された申告書をeLTXにより提出する場合は、提示（添付）不要です。

## II 償却資産の概要

### 1 償却資産とは

償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。（地方税法第341条）「事業」とは一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うこととされるため、非営利事業の資産や直接営利事業に供しない福利厚生施設（社宅・寮等）の資産も申告対象となります。

### 2 申告対象外の資産

次の資産は償却資産（固定資産税）の対象から除外されているので申告は不要です。

- ・ 自動車税、軽自動車税の対象となるもの ※大型特殊自動車等は申告が必要です。（下表参照）
- ・ 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、意匠権、商標権など）・繰延資産（創立費、開業費など）
- ・ 少額減価償却資産 ※「(5)取得価額と償却方法による申告対象」（4頁）の①～③を参照。

### 3 申告対象となる資産

#### (1) 資産の種類と具体例

種類	償却資産の具体例
1 構築物	建物附属設備 ※「(3)家屋(建物)と償却資産の区分」（3頁）を参照。 駐車場等の舗装路面（アスファルト、コンクリート、砂利）、車止め、ライン引き、門、塀・フェンス、ごみ置き場、自転車置場、広告塔、受変電設備、緑化施設（植栽、散水用配管、排水溝等）、敷地内の各種設備・構築物など
2 機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、機械式駐車設備、ブルドーザー等の建設機械に該当する大型特殊自動車（分類番号が0、00～09、000～099）など
3 船舶	漁船、はしけ、遊覧船、ボート、ヨットなど
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5 車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が9、90～99、900～999）、農耕作業用自動車で最高時速が毎時35km以上のもの、構内運搬車、台車、自転車など ※自動車税、軽自動車税の対象となるものは申告不要です。
6 工具、器具及び備品	事務机・椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、棚、金庫、レジスター、コピー機、ファクシミリ、電話機、テレビ、パソコン、サーバー、LAN配線、冷暖房器具、冷蔵庫、陳列ケース、自動販売機、看板、ネオンサイン、金型、測定工具、遊戯器具、医療機器、理容・美容機器など

(2) 資産の状態

1月1日（賦課期日）現在で事業の用に供することができる状態の資産が申告対象となります。次の資産も事業の用に供することができる状態であれば申告対象となります。

- ・簿外資産 ……帳簿に記載されない資産
- ・償却済資産 ……法人税法や所得税法で減価償却が終了している資産
- ・遊休資産、未稼働資産 ……いつでも稼働できる状態にある資産
- ・改良費 ……資産の使用可能期間の延長、価値の増加をもたらす資本的支出額
- ・建設仮勘定で経理されている資産

(3) 家屋(建物)と償却資産の区分

家屋(建物)に取り付けられた事業用の建物附属設備については、次のとおり区分されます。

①家屋と設備の所有者が異なる場合

借主が取り付けた内装・外装設備は借主の償却資産として申告が必要です。

②家屋と設備の所有者が同一である場合

家屋と一体で評価され、家屋の固定資産税として課税されるものは申告不要ですが、それ以外の設備は償却資産として申告が必要です。申告対象の判断基準は次のとおりです。

- ・構造的に家屋と一体でないもの（屋外給水塔など、容易に取り外しできるもの）
- ・独立した機器としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機など）
- ・特定の生産・業務に供されるもの（電気設備、ガス設備など）
- ・サービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房・洗濯設備など）

所有者が同一である場合の区分例は次のとおりです。

種類	償却資産（申告が必要）	家屋（家屋の固定資産税に含む）
発電・変電設備	自家用発電設備・受変電設備（配線等を含む）	
動力配線配管設備	特定の生産・業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、照明設備（取り外しが可能なもの）	家屋と一体の照明設備、分電盤、分電盤から内側の配線・配管
電話設備	電話機、電話交換機等の装置・器具類	配線・配管
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視装置	中央監視装置	
避雷・換気・衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外のもの	家屋と一体となっている設備
ガス・給排水設備	特定の生産・業務用設備、屋外設備	左記以外のもの
冷暖房設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）	家屋と一体となっている設備
厨房・洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル、飲食店、病院など）	左記以外のもの
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、小荷物専用昇降機 エスカレーター設備
内装・外装工事	右記以外のもの	構造的に家屋と一体のもの

※区分が不明な場合は償却資産担当（1頁参照）にお問い合わせください。

(4) リース資産

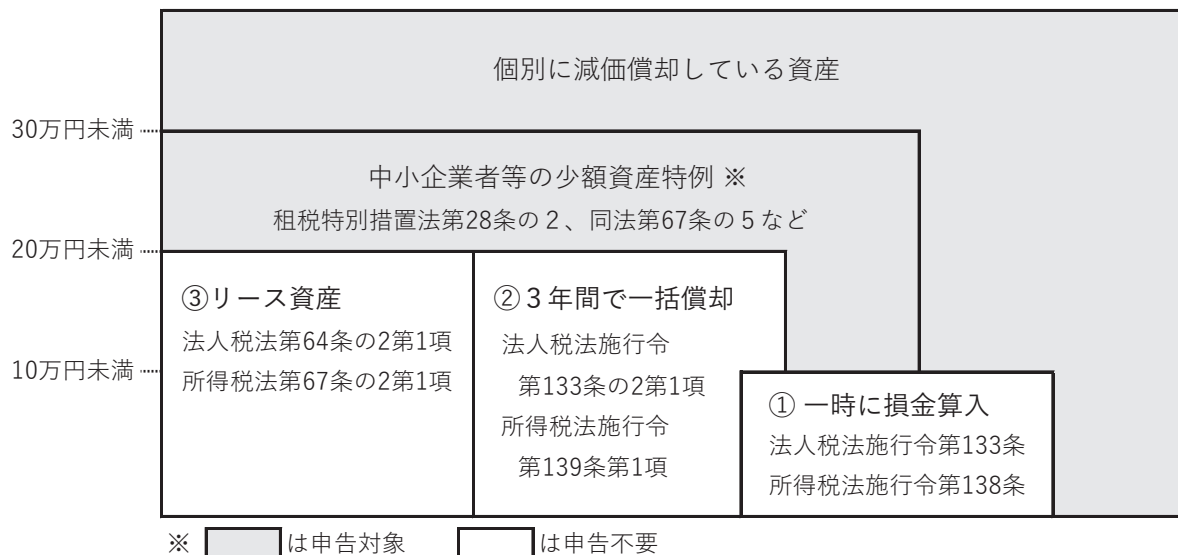
リース資産については、リース期間終了後の所有者が申告義務者となります。

- ①貸主が申告するもの・終了後に所有権が移転しないもの（所有権移転外ファイナンスリース等）
- ②借主が申告するもの・
  - 〃 無償又は著しく有利な価額等で所有権が譲渡されるもの
  - ・ 〃 所有権が移転するもの（所有権移転ファイナンスリース）

(5) 取得価額と償却方法による申告対象

耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上の資産(下図の )が申告対象となります。  
 次の①～③(下図の①～③)により損金算入(税務処理)した資産は少額資産として申告不要です。

- ① 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの  
 ※取得価額が10万円未満の資産でも個別に減価償却しているものは申告対象です。
- ② 取得価額が20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 取得価額が20万円未満のファイナンスリース資産



※ 「中小企業者等の少額資産特例」の対象資産は固定資産税では申告対象です。

4 課税標準の特例

一定の要件を備えた償却資産には課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

(地方税法第349条の3、同法第349条の3の4、地方税法附則第15条など)

該当する資産を所有する方は課税標準の特例適用申告書と関係書類を提出してください。申告書類は西宮市ホームページ (<https://www.nishi.or.jp> 「くらし・手続き」 → 「市税」 → 「固定資産税(償却資産)」 → 「固定資産税(償却資産)書式一覧」)からダウンロードできます。

5 非課税

一定の要件を備えた償却資産は固定資産税が非課税になります。(地方税法第348条、地方税法附則第14条)

該当する資産を所有する方は資産税課に確認のうえ、非課税申請書と関係書類を提出してください。

6 国税との主な違い

固定資産税(償却資産)と国税(法人税、所得税)の主な違いは次のとおりです。

項目	固定資産税(償却資産)	法人税・所得税
償却期間	暦年	法人：事業年度 / 個人：暦年
減価償却の方法	定率法 ※法人税法の旧定率法と同じ	定額法か定率法 ※建物等は定額法のみ
前年中の取得資産の減価償却	半年償却 (年間償却率の1/2を償却)	月割償却
圧縮記帳	認めない	認める
特別償却、割増償却	認めない	認める
増加償却	認める	認める
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価 ※改良前資産と改良費を区分する	区分評価(原則)
所有権移転外リース資産	所有者(貸主)が申告・納税する	借主が減価償却し経費算入する(原則)

### III 評価額の計算と課税

#### 1 評価額の計算

償却資産の価格(評価額)は、国が定めた固定資産評価基準に基づき、各資産の取得価額、取得年月、耐用年数より、次の算式で求めます。

$$\text{前年中の取得資産(前年中取得)} : \text{評価額} = \text{取得価額} \times \left[ 1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right]$$

減価残存率

※取得月に関係なく半年分を減価償却します。

$$\text{上記以外の資産(前年前取得)} : \text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \left[ 1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right]$$

減価残存率

※評価額の最低限度は取得価額の5%です。

各耐用年数の減価残存率は下表(固定資産評価基準別表第15)のとおりです。各資産の耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の別表1・2をご覧ください。

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	50	0.045	0.977	0.955

※中古資産の耐用年数は、取得後の見積耐用年数または次の簡便法により算出した年数となります。

なお、計算途中に生じた1年未満の端数は切り捨て、計算結果が2年未満の場合は2年とします。

・法定耐用年数の全部を経過したもの : 法定耐用年数  $\times \frac{20}{100}$

・法定耐用年数の一部を経過したもの : (法定耐用年数 - 経過年数) + (経過年数  $\times \frac{20}{100}$ )

#### 2 課税標準額

- 令和6年1月1日現在で西宮市内に所有する各資産の価格(評価額)が課税標準額となります。
- 課税標準の特例(4頁参照)が適用される資産は、評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

#### 3 税額の計算

(1) 各資産の課税標準額を合計します。

※合計額が150万円(免税点)未満の場合は課税されませんが、申告義務はすべての方にあります。

(2) 次の算式により税額を計算します。

$$\text{課税標準額の合計(千円未満切捨て)} \times \text{税率}(1.4\%) = \text{税額(百円未満切捨て)}$$

#### 4 納期限

納税通知書を毎年5月に発送しています。令和6年度の各期の納期限は次のとおりです。

第1期：5月31日 第2期：7月31日 第3期：12月25日 第4期：令和7年2月28日

#### 5 課税台帳の閲覧

- 西宮市は償却資産の価格(評価額)等を決定し、課税台帳に登録した後、その旨を公示します。
- 償却資産の所有者は公示日(通常は4月1日)から課税台帳の登録内容を閲覧することができます。

#### 6 不服申し立て

- 課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から3ヶ月以内に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。
- 価格(評価額)以外の課税の内容に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から3ヶ月以内に、西宮市長に審査請求をすることができます。

# 申告書の記入例

※令和6年1月1日現在で記入してください。

- 1住所(又は納税通知書送付先)
  - ・ビル等の名称、階数、部屋番号も記入する。
- 2氏名(名称及び代表者の氏名)
  - ・個人事業者は屋号も記入する。
  - ・法人は名称と代表者氏名を記入する。

7 税理士等の氏名  
 ・経理を委託する税理士等について記入する。

6 この申告に申告する者  
 ・担当者等の部署名、氏名電話番号を記入する。

5 事業開始年月  
 ・法人は設立年月を記入する。

4 事業種目  
 ・法人は資本金又は出資金等の金額を記入する。

3 個人番号又は法人番号  
 ・前ゼロを省略せずに右詰で記入する。

※所有者コード  
 ・Xから始まる10桁の番号を記入する。

## 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和6年1月15日  
 西宮市長殿  
 西宮市六湊寺町10番3号 (電話) 0798-90-0000

住所: 西宮市六湊寺町10番3号  
 氏名: 西宮 太郎 (代表者)

事業種目: 電子機器製造業  
 事業開始年月: 平成10年4月

個人番号: 1234567890  
 法人番号: 1234567890

資産の種類	前年中に取得したもの	前年中に減少したもの	前年中に取得したもの	前年中に減少したもの	計(イ)-(ロ)+(ハ)
	千円	円	千円	円	千円
1 構築物	1,568,000	0	2,475,000	0	10,043,000
2 機械及び装置	4,553,260	0	9,750,000	0	44,752,600
3 船舶	0	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	3,690,000	0	0	0	3,690,000
6 工具、器具及び備品	5,554,600	0	750,000	0	5,754,600
7 合計	62,345,200	0	11,250,000	0	13,145,000

課税標準額: 64,240,200  
 減価償却累計額: 0

16 借入資産: 西電リース(株) (借入)  
 17 事業用家屋の所有区分: 自己所有

前年中に取得したもの(イ)  
 ・前年度申告書(一般方式)の取得価額(二)が印字される。

前年中に減少したもの(ロ)  
 ①種類別明細書(減少資産用)に詳細を記入する。(8頁参照)  
 ②上記①の記入資産の種類ごとに合計して記入し、18備考・申告書内容欄も記入する。

前年中に取得したもの(ハ)  
 ①種類別明細書(増加資産・全資産用)に詳細を記入する。(7頁参照)  
 ※初めて申告する方は、市内の所有資産をすべて記入する。  
 ②上記①の記入資産の種類ごとに合計して記入し、18備考・申告書内容欄も記入する。

・申告書類は西宮市ホームページ (https://www.nishi.or.jp 「くらし・手続き」 → 「市税」 → 「固定資産税(償却資産)」 → 「固定資産税(償却資産)書式一覧」) からダウンロードできます。

・申告書の控えが必要な方はコピーをお取りください。郵送等の申告で控えに受付印を希望する方は控えと返信用封筒(要宛名記入・切手添付)を同封してください。

8 短縮耐用年数の承認  
 →承認通知書の写し  
 9 増加償却の届出  
 →届出書の写し  
 ・国税の取扱いで該当する方に○をする。  
 ・有の場合は上記の書類を添付する。

10 非課税該当資産  
 →非課税申請書等  
 11 課税標準の特例  
 →特例適用申告書等  
 ・該当する方に○をする。  
 ・有の場合は上記の書類を添付する。(4頁参照)

12 特別償却又は圧縮記帳  
 13 税務会計上の償却方法  
 14 青色申告  
 ・国税の取扱いで該当する方に○をする。  
 ※固定資産税(償却資産)には特別償却、圧縮記帳、青色申告の制度はありません。

15 事業所等資産の所在地  
 ・西宮市内の資産所在地を記入する。  
 ・複数ある場合は、主たる所在地の番号に○をする。

16 借入資産  
 17 事業用家屋の所有区分  
 ・該当する方に○をする。  
 ・借入資産有の場合は貸主の名称等を記入する。

18 備考・申告内容  
 ・資産の増減について該当する番号に○をする。  
 18備考・異動事項  
 ・異動事項がある場合は該当する番号に○をし異動日を記入する。

# 種類別明細書(増加資産・全資産)の記入例

※令和5年中の増加資産の詳細を記入してください。  
 ※初めて申告する方は市内の所有資産をすべて記入してください。

**数量**  
 ・資産の数量単位で記入する。  
 ・1000以上の場合は「999」と記入する。

**取得年月**  
 ・資産の取得年月を記入する。  
 年号表記は次のとおり。  
 昭和→3 平成→4 令和→5

**増加事由**  
 ・該当する番号に○をする。  
 新品取得→1 中古品取得→2  
 移動による受入→3 その他→4

**所有者コード**  
 ・Xから始まる10桁の番号を記入する。

所有者コード		令和6年度		所有者名		西宮 太郎		枚目	
資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	減価償却率	償却標準額	課税標準額	増加事由	備考
01	舗装路面	1	5/5	2475000	10%	2475000	0	○	本法附則第15条第41項
02	半導体製造設備	1	5/5	9720000	5%	9720000	0	○	
03	パソコン	1	5/3	950000	4%	950000	0	○	
04									
05									
06									
07									
08									
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
小計						131145000			

**資産の種類**  
 ・資産を次の6つに区分し、該当する数字を記入する。  
 構築物……………1  
 機械及び装置……………2  
 船舶……………3  
 航空機……………4  
 車両及び運搬具……………5  
 工具、器具及び備品……………6

**資産の名称等**  
 ・資産の名称や規格等を漢字、ひらがな、カタカナ、英数字等で記入する。  
 ※過去にカタカナで登録された資産の表記は変更できません。

**取得価額**  
 ・取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(資産の取得額+事業の費用)をいう。  
 ・固定資産税では圧縮記帳を認めていないので、補助金等により取得した資産は実際の取得価額を記入する。

電算処理方式により全資産を申告する方(1頁参照)のみ記入する

記入不要

**摘要**  
 ・課税標準の特例対象資産は地方税法の適用条項を記入する。  
 ・耐用年数の変更があった場合はその旨を記入する。  
 ・短縮耐用年数の適用や増加償却を行っている場合はその旨を記入する。  
 ・資産の価格決定に必要な事項を記入する。

**耐用年数**  
 ・法人税、所得税における法定耐用年数を記入する。  
 ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表を参照。  
 ※中古資産の耐用年数については減価償却率表下の注釈(5頁)を参照。

申告書類は西宮市ホームページ(<https://www.nishi.or.jp>)  
 「くらし・手続き」→「市税」→「固定資産税(償却資産)」→「固定資産税(償却資産)書式一覧」からダウンロードできます。

# 種類別明細書(減少資産用)の記入例

※令和5年中の減少資産を償却資産種類別一覧表から記入してください。

資産の種類 行番 番号	所有者コード X123456789	資産の名称等 抹消コード (資産コード)	数量	取得年月 年 月 日	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要		
								1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他			
01	20005002	ハント・ワタセイ・ワセツ	1	141611	10500000	5	15	1	0	3	4	0	2	老朽化のため
02	60011004	フクシヤ	1	141917	200000	5	15	1	0	3	4	0	2	老朽化のため
03	60019005	セキ・ワセツ	5	4202	550000	5	15	0	2	3	4	1	0	取得価額770000円(7割)の5500000円(5割) 減少、閉工工事(廃止)
04								1	2	3	4	1	2	
05								1	2	3	4	1	2	
06								1	2	3	4	1	2	
17								1	2	3	4	1	2	
18								1	2	3	4	1	2	
小計					11250000									

**取得年月**  
・資産を取得した年号(昭和は3、平成は4、令和は5)と年月を記入する。

**所有者コード**  
・Xから始まる10桁の番号を記入する。

**減少の事由及び区分**  
・該当する番号に○をする。

**摘要**  
・減少理由や減少内容を記入する。

## 種類別明細書(減少資産用)

第二十六号様式別表二(提出用)

令和 6 年度

所有者 西宮 太郎

枚数 1

(1) 資産の全部が減少した場合  
① 種類別一覧表(下表)  
・該当行を赤線で抹消し、備考欄に抹消理由を記入する。  
② 種類別明細書(上表)  
・種類別一覧表(下表)の該当行の内容をそのまま転記する。  
・減少の事由及び区分欄、摘要欄を記入する。

(2) 資産の一部が減少した場合  
① 種類別一覧表(下表)  
・該当行の数量・取得価額を赤線で抹消し、残存資産のものに修正する。  
② 種類別明細書(上表)  
・減少資産の数量・取得価額を記入、その他は下表の該当行から転記する。  
・減少の事由及び区分欄、摘要欄を記入する。

## 償却資産種類別一覧表

資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	前年度評価額	耐用年数	減価率	本年度評価額	特例	備考
1	6	0008001	3	H14.3	300,000	15,000	5	.631	S	15,000	
2	6	0011004	1	H19.7	200,000	10,000	5	.631	S	10,000	老朽
3	6	0019005	2	H20.2	220,000	38,500	5	.631	S	38,500	一部売却
4	6	0024002	1	H25.4	200,000	10,000	6	.681	S	10,000	
小計											11250000

(1) 資産の全部が減少

(2) 資産の一部が減少

※一般方式(1頁参照)で申告された資産は、本市の電算システムに登録されています。 ※初めて申告する方、前年度に電算処理方式により申告した方(1頁参照)については、本市の電算システムに資産の登録がありません。  
毎年12月にこの資産情報から償却資産種類別一覧表を作成し、翌年度の申告関係書類とともに送付しています。 申告関係書類が必要な場合は償却資産担当(1頁参照)にご連絡ください。